



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年7月18日金曜日 第1982号外1

◇ 目 次 ◇

愛媛県恩給条例の一部を改正する条例..... 1

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... 1

愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例.....15

愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....15

愛媛県立看護専門学校における授業料、入学金及び入学選考料徴収条例の一部を改正する条例.....16

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....17

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例.....19

愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例.....20

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例.....20

条 例

○愛媛県条例第43号

愛媛県恩給条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県恩給条例の一部を改正する条例

愛媛県恩給条例（昭和32年愛媛県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（恩給権の処分禁止）</p> <p>第16条 恩給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。ただし、<u>株式会社日本政策金融公庫及び別に法律で定められた金融機関に担保に供することは、この限りでない。</u></p> <p>2 省略</p>	<p>（恩給権の処分禁止）</p> <p>第16条 恩給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。ただし、<u>国民生活金融公庫</u> 及び別に法律で定められた金融機関に担保に供することは、この限りでない。</p> <p>2 省略</p>

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

○愛媛県条例第44号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第14条 省略</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第14条の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附</p>	<p>第14条 省略</p>

金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合に
あつては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算し
た金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前
2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとす
る。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えら
るときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務
者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用すること
その他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを
除く。)

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定す
る共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限
る。)に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金(県内
に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたもの
に限る。)で、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下
「令」という。)第7条の17各号に規定するもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支
出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を
超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に
定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額(当該金
額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額
の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相
当する金額)とする。

(1) 当該納税義務者が第13条第8項に規定する課税総所得金額
(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する
場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る
前条第1号アに掲げる金額(以下この項において「人的控除差
調整額」という。)を控除した金額が0以上であるとき 当該
控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応
じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当
該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額
を控除した金額が0を下回るときであつて、当該納税義務者が
第13条第8項に規定する課税山林所得金額(以下この項におい
て「課税山林所得金額」という。)及び同条第8項に規定する
課税退職所得金額(以下この項において「課税退職所得金額」
という。)を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該
課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を
控除した金額が0を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所
得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所
得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲
げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合(ア及
びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイ
に定める割合のうちいずれか低い割合)

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(外国税額控除)

第15条 県民税の所得割の納税義務者が、法第37条の3に規定する外国の所得税等(以下この条において「外国の所得税等」という。)を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法(昭和40年法律第33号)第95条第1項の控除限度額を超える額があるときは、令

第7条の19に規定するところにより計算した額を限度として、同条に規定するところにより、当該超える金額(同条に規定する金額に限る。)をその者の前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第16条 県民税の所得割の納税義務者が、法第32条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の第13条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(県民税の配当割の特別徴収義務者)

第17条の5 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者(当該特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定配当等(次条において「国外特定配当等」という。))又は法第71条の31第1項に規定する上場株式等の配当等(次条において「上場株式等の配当等」という。))である場合にあっては、その支払を取り扱う者は、県民税の配当割についての特別徴収義務者とする。

(県民税の配当割の特別徴収及び申告納入)

第17条の6 県民税の配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際(特別徴収義務者が国外特定配当等又は上場株式等の配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等又は上場株式等の配当等の交付の際)、その特定配当等について配当割を徴収しなければならない。

2 省略

(事業税の納税義務者等)

第18条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。

(1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省略

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定

(外国税額控除)

第15条 県民税の所得割の納税義務者が、法第37条の2に規定する外国の所得税等(以下この条において「外国の所得税等」という。)を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法(昭和40年法律第33号)第95条第1項の控除限度額を超える額があるときは、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第7条の19に規定するところにより計算した額を限度として、同条に規定するところにより、当該超える金額(同条に規定する金額に限る。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第16条 県民税の所得割の納税義務者が、法第32条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の前3条

の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(県民税の配当割の特別徴収義務者)

第17条の5 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者(当該特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定配当等(以下県民税について「国外特定配当等」という。))

である場合にあっては、その支払を取り扱う者は、県民税の配当割についての特別徴収義務者とする。

(県民税の配当割の特別徴収及び申告納入)

第17条の6 県民税の配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際(特別徴収義務者が国外特定配当等
の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等
の交付の際)、その特定配当等
について配当割を徴収しなければならない。

2 省略

(事業税の納税義務者等)

第18条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。

(1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省略

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定

する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2) 省略

2～4 省略

(不動産取得税の減免)

第19条の5 知事は、次の各号の一に該当する不動産の取得に対しては、納税義務者の申請により、不動産取得税を減免することができる。

(1)・(2) 省略

(3)

医師を会員とする公益社団法人が取得し、かつ、当該法人が開設する開放型の病院又は診療所の用に供する不動産の取得

(4) 省略

(県たばこ税のみならず課税)

第20条の2 省略

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法（明治29年法律第89号）第482条に規定する他の給付又は同法第549条若しくは第553条に規定する贈与若しくは同法第586条第1項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

3・4 省略

(自動車税の非課税)

第46条 次の各号に掲げる自動車に対しては、自動車税を課さない。

(1)・(2) 省略

(3) 公益を目的とする事業を行う法人及び

_____団体において直接その用に使用する自動車で、知事において課税しないことが適当であると認めたもの

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定による公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所において専ら_____道路（同法_____第2条第1号に規定する道路をいう。）における教習の用に供する自動車で知事が認めたもの

(自動車取得税の減免)

第59条の7 知事は、次の各号に掲げる自動車の取得に対しては、納税義務者の申請により、自動車取得税を減免することができる。

(1)～(6) 省略

(7) 社会福祉法_____第22条に規定する社会福祉法人の自動車（身体若しくは精神に障害を有するため、又は高齢のため歩行が困難である者のために専ら使用されるものに限る。）の取得（第5号の規定の適用を受けるものを除く。）で必要と認めたもの

(8) 省略

附 則

第4条 省略

する投資法人及び資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社 _____

_____並びにこれらの法人以外の法人で資本

金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若し

くは出資を有しないもの 所得割額

(2) 省略

2～4 省略

(不動産取得税の減免)

第19条の5 知事は、次の各号の一に該当する不動産の取得に対しては、納税義務者の申請により、不動産取得税を減免することができる。

(1)・(2) 省略

(3) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された

医師を会員とする社団法人_____が取得し、かつ、当該法人が開設する開放型の病院又は診療所の用に供する不動産の取得

(4) 省略

(県たばこ税のみならず課税)

第20条の2 省略

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法 _____第482条に規定する他の給付又は同法第

549条若しくは第553条に規定する贈与若しくは同法第586条第1項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

3・4 省略

(自動車税の非課税)

第46条 次の各号に掲げる自動車に対しては、自動車税を課さない。

(1)・(2) 省略

(3) 民法第34条の規定によつて設立された法人及び公益を目的とする団体において直接その用に使用する自動車で、知事において課税しないことが適当であると認めたもの

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第1項の規定による公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所においてもつばら道路（道路交通法第2条第1号に規定する道路をいう。）における教習の用に供する自動車で知事が認めたもの

(自動車取得税の減免)

第59条の7 知事は、次の各号に掲げる自動車の取得に対しては、納税義務者の申請により、自動車取得税を減免することができる。

(1)～(6) 省略

(7) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人の自動車（身体若しくは精神に障害を有するため、又は高齢のため歩行が困難である者のために専ら使用されるものに限る。）の取得（第5号の規定の適用を受けるものを除く。）で必要と認めたもの

(8) 省略

附 則

第4条 省略

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3第1項で定めるところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

(個人の県民税の税額控除の特例)

第5条 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1) 省略

(2) 当該納税義務者の第13条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(3) 当該納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の8まで、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の5第2項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額

2 前項の規定の適用がある場合における第16条の規定の適用については、同条中「第13条から前条まで」とあるのは、「第13条から前条まで及び附則第5条第1項」とする。

(個人の県民税の配当控除)

第7条 省略

2 前項の規定の適用がある場合における第15条及び第16条の規定の適用については、第15条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第7条第1項」と、第16条中「第13条から前条まで」とあるのは「第13条から前条まで及び附則第7条第1項」とする。

第7条の2及び第7条の3 削除

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の4 省略

2 前項の規定の適用がある場合における第15条及び第16条の規定の適用については、第15条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第7条の4第1項」と、第16条中「第13条から前条まで」とあるのは「第13条から前条まで及び附則第7条の4第1項」とする。

3 第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の

(個人の県民税の税額控除の特例)

第5条 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1) 省略

(2) 当該納税義務者の第13条から第15条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項 _____ の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(3) 当該納税義務者の法第314条の3、第314条の6、第314条の7 _____、附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項 _____ の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額

2 前項の規定の適用がある場合における第16条の規定の適用については、同条中「前3条 _____」とあるのは、「前3条 _____ 及び附則第5条第1項」とする。

(個人の県民税の配当控除)

第7条 省略

2 前項の規定の適用がある場合における _____ 第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「前3条 _____ 及び附則第7条第1項」とする。

第7条の2 削除

(配当割の税率の特例)

第7条の3 平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等(租税特別措置法第4条の2第9項及び第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)の額に係る配当割の税率は、第13条第6項の規定にかかわらず、100分の3とする。

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の4 省略

2 前項の規定の適用がある場合における _____ 第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「前3条 _____ 及び附則第7条の4第1項」とする。

3 第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の

初日の属する年の3月15日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、法附則第5条の4第8項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町長に提出した場合（県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は同条第4項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の5 第14条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第13条第8項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の2第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項又は附則第16条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第14条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

- (1) 第13条第8項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第14条の2第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第13条第8項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第14条の2第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (3) 前年中の所得について附則第10条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50
- (4) 前年中の所得について附則第15条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60
- (5) 前年中の所得について附則第9条の2第1項、附則第12条第1項、附則第16条第1項又は附則第16条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から平成24年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛（以下この項において「免税対象飼育牛」という。）に

初日の属する年の3月15日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、法附則第5条の4第8項の市町村民税に関する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町長に提出した場合（ _____

_____ 同条第4項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛 _____ に

該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて _____ 免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) 省略

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

2 前項の規定の適用がある場合における第16条及び附則第5条第1項の規定の適用については、第16条中「第13条から前条まで」とあるのは「第13条から前条まで及び附則第8条第1項」と、附則第5条第1項第2号中「及び附則第7条の5 _____」とあるのは「、附則第7条の5 _____ 及び附則第8条第1項」と、同項第3号中「及び附則第5条の5第2項」とあるのは「、附則第5条の5第2項及び附則第6条第5項」とする。

第9条 省略

（上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第9条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額に対し、同項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第12条及び第13条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項後段中

該当しないもの _____ が _____ が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項及び前条第1項 _____ の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) 省略

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第12条から第15条まで、附則第7条第1項及び前条第1項 _____ の規定により計算した所得割の額に相当する金額

2 前項の規定の適用がある場合における第16条及び附則第5条第1項の規定の適用については、第16条中「前3条 _____」とあるのは「前3条 _____ 及び附則第8条第1項」と、附則第5条第1項第2号中「及び附則第7条の4第1項」とあるのは「、附則第7条の4第1項及び附則第8条第1項」と、同項第3号中「及び附則第5条の4第6項」とあるのは「、附則第5条の4第6項及び附則第6条第5項」とする。

第9条 省略

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第9条の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに同項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第9条の2第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

- (2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第33条の2第5項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第10条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

3 省略

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第12条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項前段、第15条及び

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第9条の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに同項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第9条の2第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

- (2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第33条の2第5項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第10条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項 _____ の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と _____、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と _____

 _____、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と _____
 _____ する。

(2) 省略

3 省略

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第12条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項 _____ の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と _____、第15条及び

第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第15条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第15条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第16条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と

、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と

(2) 省略

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第15条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と

(2) 省略

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第16条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と

(2) 省略

第16条の2 削除

第16条の3 削除

第16条の4 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割

(2) 省略

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第16条の2 平成16年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして令で定めるものを含み、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項において同じ。）のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第1項の規定により法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.2に相当する額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第2項の規定の適用については、同項第1号中「第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項」とあるのは「第14条」と、「並びに附則第16条第1項」とあるのは「並びに附則第16条第1項（附則第16条の2第1項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、「附則第7条第1項各号」とあるのは「附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第7条第1項各号」と、同項第2号中「法附則第35条の2第6項」とあるのは「法附則第35条の2第6項（法附則第35条の2の3第4項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。））」とする。

(株式等譲渡所得割の税率の特例)

第16条の3 平成16年1月1日から平成20年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第13条第7項の規定にかかわらず、100分の3とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第16条の4 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項 _____ の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と _____、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と _____

_____、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と _____

の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る県民税の課税の特例)

第16条の5 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額(租税条約実施特例法第3条の2の2第5項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

3 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第6項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(租税条約実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えられた法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5

の税率から限度税率を控除して得た率に5分の2を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の2の税率)を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

4 省略

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第

する。

(2) 省略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る県民税の課税の特例)

第16条の5 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額(租税条約実施特例法第3条の2の2第5項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」と

する。

(2) 省略

3 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第6項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(租税条約実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えられた法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5(平成21年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3)の税率から限度税率を控除して得た率に5分の2を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の2(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1.2)の税率)を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

の税率)を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

4 省略

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と

2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに同項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額（租税条約実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

6 省略

(法人の事業税の税率の特例)

第19条 省略

2 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての第18条の2及び前項の規定の適用については、同条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、前項中「第18条の2第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第18条の2第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」とする。

第27条 省略

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例)

第28条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項、第3項及び第5項において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）にあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人（以下この条において「非営利型法人」という。）に該当するものに限る。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第18条第1項の

、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と

、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額（租税条約実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と

する。

(2) 省略

6 省略

(法人の事業税の税率の特例)

第19条 省略

第27条 省略

規定を適用する。

2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないものについては、公益社団法人とみなして、第19条の5第3号の規定を適用する。

3 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。）については、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第13条第1項の規定を適用する。

4 平成20年11月30日において現に所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）第2条の規定による改正前の法人税法別表第2第2号の指定を受けている外国法人については、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第13条第1項の規定を適用する。

5 整備法第41条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第13条第1項及び第18条第1項の規定を適用する。

6 整備法第2条第1項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第3条第1項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第25条第2項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第13条第1項及び第18条第1項の規定を適用する。

第2条 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の配当割の特別徴収等の特例）</p> <p>第16条の3 <u>租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている第17条の5に規定する特別徴収義務者が、同法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき、第17条の6第1項の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第12条第1項第6号、第17条の5及び第17条の6第2項の規定の適用については、第12条第1項第6号及び第17条の5中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、第17条の6第2項中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年1月10日（令附則第18条の4の2第2項において読み替えて準用する令第9条の20第1項に規定する場合にあつては、同項各号に定める日）」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">第16条の3 削除</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第46条第4号の改正規定及び同条例附則第7条の4第3項の改正規定並びに次項の規定 公布の日
 - (2) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例附則第19条に1項を加える改正規定 平成20年10月1日
 - (3) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第18条第1項第1号イ、第19条の5第3号、第20条の2第2項及び第46条第3号の改正規定並びに同条例附則第27条の次に1条を加える改正規定並びに附則第16項の規定 平成20年12月1日
 - (4) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例附則第7条の2、第7条の3、第16条の3及び第16条の5第3項の改正規定並びに附則第3項から第5項まで、第14項及び第15項の規定 平成21年1月1日

- (5) 第 1 条中愛媛県県税賦課徴収条例第17条の 5 及び第17条の 6 第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 8 条第 1 項の改正規定（「及び前条第 1 項」を「、附則第 7 条の 4 第 1 項及び前条」に改める部分を除く。）及び同条例附則第 9 条の次に 1 条を加える改正規定並びに第 2 条の規定並びに附則第 9 項から第11項までの規定 平成22年 1月 1日
- (6) 第 1 条中愛媛県県税賦課徴収条例附則第16条の 2 の改正規定並びに附則第12項及び第13項の規定 平成22年 4月 1日
(県民税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 平成21年 1月 1日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）附則第 7 条の 3 に規定する特定配当等については、なお従前の例による。
- 4 平成21年 1月 1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第 226 号。以下「新法」という。）第23条第 1 項第15号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第 4 条の 2 第 9 項又は第 4 条の 3 第10項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る新条例第13条第 6 項の規定の適用については、同項中「100分の 5」とあるのは、「100分の 3」とする。
- 5 平成21年 1月 1日から平成22年12月31日までの間に行われる新法第71条の51第 2 項に規定する対象譲渡等に係る新条例第13条第 7 項の規定の適用については、同項中「100分の 5」とあるのは、「100分の 3」とする。
- 6 新条例第14条の 2 及び附則第 7 条の 5 の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成20年 1月 1日以後に支出する新条例第14条の 2 第 1 項各号に掲げる寄附金について適用する。
- 7 新条例附則第 4 条の 2 の規定は、租税特別措置法第40条第 2 項又は第 3 項の規定による同条第 1 項後段の承認の取消しが平成20年12月 1日以後にされる場合について適用する。
- 8 平成21年 4月 1日から同年12月31日までの間における新条例附則第 7 条の 5 の規定の適用については、同条中「附則第 9 条の 2 第 1 項、附則第10条第 1 項」とあるのは「附則第10条第 1 項」と、同条第 5 号中「附則第 9 条の 2 第 1 項、附則第12条第 1 項」とあるのは「附則第12条第 1 項」とする。
- 9 新条例附則第 8 条第 1 項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、旧条例附則第 8 条第 1 項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 10 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年 1月 1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第 9 条の 2 第 1 項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第 1 項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。
- (1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が 100 万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の 100 分の 1 2 に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が 100 万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
- ア 1 万 2 000円
- イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から 100 万円を控除した金額の 100 分の 2 に相当する金額
- 11 第 2 条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例附則第16条の 3 の規定は、平成22年 1月 1日以後に県民税の納税義務者が交付を受ける同条に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。
- 12 県民税の所得割の納税義務者が平成21年 1月 1日に行った旧条例附則第16条の 2 第 1 項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 13 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年 1月 1日から平成22年12月31日までの間に新法附則第35条の 2 の 6 第 2 項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新法附則第35条の 2 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の 2 第 2 項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第 2 項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第16条第 1 項の規定により新法附則第35条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令（昭和25年政令第 245 号）附則第18条第 1 項に規定するところにより計算した金額に対して課する県民税の所得割の額は、新条例附則第16条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。
- (1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第 3 条第22項第 1 号に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）が 500 万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の 100 分の 1 2 に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が 500 万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
- ア 6 万円
- イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から 500 万円を控除した金額の 100 分の 2 に相当する金額
- 14 新条例附則第16条の 5 第 3 項の規定は、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が平成21年 1月 1日以後に支払を受けるべき同項

に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第16条の5第3項に規定する県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。

15 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に新条例附則第16条の5第3項に規定する県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の2」とあるのは「100分の1.2」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

16 平成20年12月1日前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第38条の規定による改正前の民法(明治29年法律第89号)第34条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第45号

愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例を次のように公布する。

平成20年 7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例

(趣旨)

第1条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第9条第1項に規定する同意集積区域(以下「同意集積区域」という。)における県税の特別措置については、この条例の定めるところによる。

(不動産取得税の課税免除)

第2条 同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項に規定する基本計画の同条第5項の規定による同意(当該同意が平成21年3月31日までに行われたものに限る。)の日から起算して5年以内に、同法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って同法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第3条に規定する対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)をした事業者(同法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって同省令第4条各号に定めるものに属する事業を行う者に限る。)に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

(申告)

第3条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、不動産取得税に関する申告期限までに、知事が定める事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年2月1日から適用する。
2 第3条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、同条の規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第46号

愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年 7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例(昭和47年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table compares the amendment of Article 2 regarding the special measures for industrial facilities in designated areas.

対して課する事業税の課税標準の算定については、当該対象設備を構成する減価償却資産のうち所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号。以下「平成16年改正法」という。）附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる平成16年改正法による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「旧租税特別措置法」という。）第12条第1項の表第1号又は第45条第1項の表第1号の規定の適用を受ける設備（展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。）を含むものがある場合に限り、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

（不動産取得税の特別措置）

第3条 指定工業等導入地区において、平成21年12月31日までの間の新設又は増設に係る対象設備を構成する家屋で平成16年改正法附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第12条第1項の表第1号又は第45条第1項の表第1号の規定の適用を受けるもの（展示場用の建物を除く。）及びその敷地である土地を取得（農村地域工業等導入促進法第5条第1項の実施計画が定められた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）した者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

対して課する事業税の課税標準の算定については、当該対象設備を構成する減価償却資産のうち所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号。以下「平成16年改正法」という。）附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる平成16年改正法による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「旧租税特別措置法」という。）第12条第1項の表第1号又は第45条第1項の表第1号の規定の適用を受ける設備（展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。）を含むものがある場合に限り、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

（不動産取得税の特別措置）

第3条 指定工業等導入地区において、平成20年3月31日までの間の新設又は増設に係る対象設備を構成する家屋で平成16年改正法附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第12条第1項の表第1号又は第45条第1項の表第1号の規定の適用を受けるもの（展示場用の建物を除く。）及びその敷地である土地を取得（農村地域工業等導入促進法第5条第1項の実施計画が定められた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）した者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用期日）

2 改正後の愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成20年4月1日から適用する。

（申告期限の特例）

3 新条例第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、同条の規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第47号

愛媛県立看護専門学校における授業料、入学料及び入学選考料徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年 7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立看護専門学校における授業料、入学料及び入学選考料徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県立看護専門学校における授業料、入学料及び入学選考料徴収条例（平成8年愛媛県条例第28号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（授業料の額）</p> <p>第2条 授業料の額は、年額<u>400,000円</u>とする。</p> <p>（入学料の額）</p> <p>第4条 入学料の額は、<u>180,000円</u>とする。</p>	<p>（授業料の額）</p> <p>第2条 授業料の額は、年額<u>280,000円</u>とする。</p> <p>（入学料の額）</p> <p>第4条 入学料の額は、<u>130,000円</u>とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の愛媛県立看護専門学校における授業料、入学金及び入学選考料徴収条例(以下「新条例」という。)第2条の規定は、平成23年度以後に愛媛県立看護専門学校に入学する者又は当該者の属する年次の在學生となる者に係る授業料の額について適用し、平成20年度以前に同校に入学する者又は当該者の属する年次の在學生となる者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 次の表の左欄に掲げる者に係る授業料の額は、新条例第2条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

平成21年度に愛媛県立看護専門学校に入学する者又は当該年度以後に当該者の属する年次の在學生となる者	320,000円
平成22年度に愛媛県立看護専門学校に入学する者又は当該年度以後に当該者の属する年次の在學生となる者	360,000円

- 4 新条例第4条の規定は、平成23年度以後に愛媛県立看護専門学校に入学する者に係る入学金の額について適用し、平成20年度に同校に入学する者に係る入学金の額については、なお従前の例による。
- 5 次の表の左欄に掲げる者に係る入学金の額は、新条例第4条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

平成21年度に愛媛県立看護専門学校に入学する者	146,700円
平成22年度に愛媛県立看護専門学校に入学する者	163,400円

○愛媛県条例第48号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年 7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条、第3条、第7条関係)			別表(第2条、第3条、第7条関係)		
1 省略			1 省略		
2 保健福祉関係事務手数料			2 保健福祉関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1~7の3 省略			1~7の3 省略		
7の4 温泉法 第7条の2第 1項の規定に 基づく掘削の ための施設等 の変更の許可 の申請に対す る審査	掘削の ための 施設等 変更許 可申請 手数料	24,000円			
8~8の3 省略			8~8の3 省略		
8の4 温泉法 第11条第2項 において準用 する同法第7 条の2第1項 の規定に基づ く増掘のため の施設等の変 更の許可の申 請に対する審	増掘の ための 施設等 変更許 可申請 手数料	24,000円			

査				
8の5 温泉法 第14条の2第 1項の規定に 基づく温泉の 採取の許可の 申請に対する 審査	温泉採 取許可 申請手 数料	35,000円		
8の6 温泉法 第14条の3第 1項の規定に 基づく温泉の 採取の許可を 受けた法人の 合併又は分割 の承認の申請 に対する審査	温泉採 取許可 を受け た法人 の合併 又は分 割の承 認申請 手数料	7,400円		
8の7 温泉法 第14条の4第 1項の規定に 基づく温泉の 採取の許可を 受けた者の相 続の承認の申 請に対する審 査	温泉採 取許可 を受け た者の 相続承 認申請 手数料	7,400円		
8の8 温泉法 第14条の5第 1項の規定に 基づく可燃性 天然ガスの濃 度の確認の申 請に対する審 査	可燃性 天然ガ ス濃度 確認申 請手数 料	7,400円		
8の9 温泉法 第14条の7第 1項の規定に 基づく温泉の 採取のための 施設等の変 更許可申請手 数料	温泉採 取のた めの施 設等変 更許可 申請手 数料	24,000円		
9～113 省略			9～113 省略	
備考 省略			備考 省略	
3～6 省略			3～6 省略	

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、同年8月1日から施行する。
(温泉法の一部を改正する法律附則第6条の規定に基づく確認の申請に係る手数料の徴収)
- 温泉法の一部を改正する法律(平成19年法律第121号)附則第6条の規定に基づく同法による改正後の温泉法(昭和23年法律第125号)

第14条の5第1項の規定の例による可燃性天然ガスの濃度の確認の申請に対する審査については、1件につき7,400円の手数料を徴収する。

3 改正後の愛媛県手数料条例第3条から第5条まで及び第8条の規定は、前項の手数料について準用する。

○愛媛県条例第49号

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年 7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例

(理容師法施行条例の一部改正)

第1条 理容師法施行条例(平成12年愛媛県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、理容師法施行令(昭和28年政令第232号。以下「政令」という。)及び理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号) _____ に定めるもののほか、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第6条 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、理容師法施行令(昭和28年政令第232号。以下「政令」という。)、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)及び理容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第5号。以下「指定規則」という。)に定めるもののほか、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保健所を設置する市が処理する事務)</p> <p>第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(法の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、保健所を設置する市が処理することとする。</p> <p>(1) 指定規則第7条第1項及び第2項の規定に基づく指定養成施設の変更等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 指定規則第8条の規定に基づく指定養成施設の収支決算等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 指定規則第9条の規定に基づく指定養成施設の入所者及び卒業者の数の届出の受付並びに当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>第7条 省略</p>

(美容師法施行条例の一部改正)

第2条 美容師法施行条例(平成12年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、美容師法施行令(昭和32年政令第277号。以下「政令」という。)及び美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号) _____ に定めるもののほか、美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、美容師法施行令(昭和32年政令第277号。以下「政令」という。)、美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)及び美容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第8号。以下「指定規則」という。)に定めるもののほか、美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保健所を設置する市が処理する事務)</p> <p>第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(法の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、保健所を設置する市が処理することとする。</p> <p>(1) 指定規則第6条第1項及び第2項の規定に基づく指定養成施設</p>

第 6 条 省略

第 7 条 省略

設の変更等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(2) 指定規則第 7 条の規定に基づく指定養成施設の収支決算等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(3) 指定規則第 8 条の規定に基づく指定養成施設の入所者及び卒業者の数の届出の受付並びに当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第50号

愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年 7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例

愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例（平成17年愛媛県条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（調整交付金の種類）</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 普通調整交付金は、規則で定めるところにより、予算の範囲内で、市町に対し、<u>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令</u>（昭和34年政令第41号）第 2 条第 1 項各号に掲げる額の合算額に規則で定める率を乗じて得た額に相当する額を交付する。</p> <p>3 省略</p>	<p>（調整交付金の種類）</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 普通調整交付金は、規則で定めるところにより、予算の範囲内で、市町に対し、<u>国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令</u>（昭和34年政令第41号）第 2 条第 1 項各号に掲げる額の合算額に規則で定める率を乗じて得た額に相当する額を交付する。</p> <p>3 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第51号

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年 7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和48年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（許可を要する行為）</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 国、県、中核市若しくは第 9 条第 1 項に規定する市（以下「国等」という。）の機関又は次に掲げる法人が行う第 1 項に規定する行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関又は法人は、同項に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p>	<p>（許可を要する行為）</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 国、県、中核市若しくは第 9 条第 1 項に規定する市（以下「国等」という。）の機関又は次に掲げる法人が行う第 1 項に規定する行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関又は法人は、同項に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p>

(1) 省略

(2) 独立行政法人森林総合研究所

(3)～(10) 省略

(1) 省略

(2) 独立行政法人緑資源機構

(3)～(10) 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。